

杉並区地域・家庭文庫への支援に関する取扱要綱

平成24年10月11日

杉教第6617号

改正 平成27年2月9日杉教第11121号 令和4年3月23日杉教第11328号

杉並区地域・家庭文庫への支援に関する取扱要綱（平成18年5月25日杉教第1967号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、杉並区立図書館運営規則（昭和57年9月杉並区教育委員会規則第21号）第3条第3号に定める、地域・家庭文庫（以下「文庫」という。）に対する杉並区立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、文庫とは、主宰者の居宅等を使用し、近隣に在住する児童等を対象に、定期的かつ継続的に、無償で図書の閲覧及び貸出を行うほか、これに付随する文化活動を行う個人及び団体をいう。

（要件）

第3条 中央図書館は、次に定める要件を満たす文庫に対して支援を行う。

- （1） 杉並区内に所在する文庫であること。
- （2） 文庫の近隣に在住する児童等を対象に、無償で図書の閲覧及び貸出を行うこと。
- （3） 既に杉並区内で文庫の活動実績があること。

（支援の内容）

第4条 中央図書館が行う支援は、以下のとおりとする。

- （1） 図書の貸与
 - （2） その他中央図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めたこと。
- 2 前項に規定する支援は、予算の範囲内で行うものとする。

（登録申請）

第5条 前条の支援を受けようとする文庫は、杉並区地域・家庭文庫登録申請書（第1号様式、以下「登録申請書」という。）により、館長に対して登録の申請を行うものとする。

2 登録された文庫は、前項の登録申請書の内容に変更が生じた場合、杉並区地域・家庭文庫登録内容変更届（第2号様式）を提出するものとする。

（図書の貸与申請）

第6条 図書の貸与を受けようとする文庫は、貸与図書申請書（第3号様式）により貸与申請を行うものとする。

2 貸与申請する図書資料は、児童の健全育成及び公序良俗に配慮し、適正に選定された資料とする。

（図書の貸与決定）

第7条 館長は、前条第1項に規定する申請があったときは、図書の貸与を決定し、杉並区地域・家庭文庫貸与図書決定通知書（第4号様式）により、文庫に通知するものとする。

（事業報告）

第8条 図書の貸与を受けた文庫は、年度末に杉並区地域・家庭文庫活動報告書（第5号様式）を提出するものとする。

（管理責任）

第9条 文庫は、貸与を受けた図書等について、善良な管理者の注意をもって、これを管理するものとする。

2 前項の貸与図書については、5年をもって貸与期間を終了するものとする。

3 前項の貸与期間を終了した図書の取扱いについては、文庫と中央図書館において双方協議の上、決定するものとする。

（文庫の休止及び再開）

第10条 文庫は、やむを得ない事情により文庫を休止するときは、杉並区地域・家庭文庫活動休止届出書（第6号様式）を提出するものとする。

2 前項の届出をした文庫が活動を再開するときは、杉並区地域・家庭文庫活動再開届出書（第7号様式）を提出するものとする。

（意見交換会）

第11条 館長は、文庫相互及び文庫と杉並区との情報共有を図るため、意見交換会を開催する。

（文庫の登録廃止）

第12条 文庫は、本要綱に係る支援を要さなくなったとき又は第3条の要件を満たさなくなったときは、杉並区地域・家庭文庫登録廃止届出書（第8号様式）を館長宛てに提出するものとする。

2 前項により、登録の廃止となった文庫については、第9条第2項の規定にかかわらず、貸与期間が終了したものとみなす。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局生涯学習担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行する。

附 則（令和4年3月23日杉教第11328号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略